

## 武道必修化に伴う柔道指導法のあり方について (第1報)

—学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に—

野瀬 清喜\*・田中 一郎\*\*・野瀬 英豪\*\*\*

キーワード：学校体育、武道、柔道、安全指導

### I 緒言

平成20年3月28日に学校教育法施行規則の一部改正と中学校学習指導要領の改訂が行われた。中学校新学習指導要領は平成24年度から全面的に実施されるが、平成21年度から移行措置として数学、理科等を中心に内容を前倒しして実施することになっている。

今回の改訂は、戦後初めて改正された教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成することを基本的なねらいとして行われたものである<sup>1)</sup>。

中学校保健体育科は、平成20年1月の中央教育審議会の答申において示された、「教育課程の基準の改善のねらい」と「各教科の主な改善事項」を踏まえ、その改善の具体的事項の一つとして、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するという観点から、第1・2学年で、

「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上運動」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」、「体育理論」をすべての生徒に履修させることになった。

これまでの学習指導要領では、第1学年では、武道またはダンスのいずれかを選択、第2・3学年では球技、武道、ダンスの中から2領域を選択することになっていた。したがって、第1学年でダンスを選んだり、第2・3学年で球技とダンスを選んだりする生徒は武道を履修しないまま中学校を卒業していたことになる。

それが新学習指導要領では、第1・2学年で男女とも武道が必修になり、第3学年では、武道と球技のいずれかを選択になった。したがって、男女とも武道を履修しないまま中学校を卒業することはなくなったのである。

また、今回の改訂においては、子どもたちの体力が低下する中で、中学校段階は生徒の体の発達も著しい時期であるため、授業時数を増加する必要があるとされ、各学年とも90単位時間としていたものが、105単位時間に改められた<sup>1)</sup>。それによって、少なくともすべての中学生が20時間近くは武道を履修するようになると言われており、教師はそれを指導しなければならなくなる<sup>2)</sup>。

武道が教育現場に必要なと考え、その指導法に自信を持っている教師にとっては、教育効果を発揮させる機会が訪れたと歓迎するであ

\* 埼玉大学教育学部保健体育講座

\*\* 埼玉大学大学院教育学研究科

\*\*\* 淑徳大学国際コミュニケーション学部

ろう。しかしながら、そうではない教師やこれから教師を目指すものは不安を感じているのではなかろうか。その不安とは、「どのような授業を行っていけばよいのか」、「施設・設備や用具の問題」、「安全を確保する指導法の問題」などである<sup>2)</sup>。

特に、柔道においては、「その障害は単に骨折や捻挫のみならず、頸椎損傷等、時には死に至るほど大きなものが多い<sup>3)</sup>」ことから、指導中の怪我に不安を抱いている指導者は多い。

もう一つの大きな不安は、「武道における我が国固有の伝統や文化」についての指導である。「武道」は、平成元年3月の学習指導要領の改訂までは「格技」という名称であった。「武道」への名称変更は、21世紀を目指し社会の変化に自ら主体的に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとした教育課程審議会の答申（昭和62年12月）に基づいて行われたものである。

この教育課程審議会の答申に盛り込まれたものの一つに「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること」が挙げられており、体育については、諸外国に誇れる我が国固有の文化として、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようにしたのである<sup>4)</sup>。

つまり、「格技」から「武道」へ変わったことによって、戦後一貫してとられてきた学校体育の運動分類が、「心身の健全な発育・発達」を目的としてバランスよく運動を配置する考え方に、「国際化」、「伝統」、「文化」という新たな価値観を持ち込んだのである<sup>5)</sup>。

名称が「格技」から「武道」に変わって20年、このような新たな価値観がどの程度浸透したかを検証した資料はあまり例をみない。

改正された教育基本法でも、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」（第2条第5号）と、伝統や文化に関する具体的な目標が

明示された。さらに、『教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ』（平成19年11月7日）でも、「武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する」ことが掲げられた<sup>6)</sup>。

新学習指導要領でも武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導の在り方を改善することが示されている。

しかし、「伝統や文化」に注目して学習指導要領を見てみると、何をどう扱うべきか具体的に示されていない。そのことが教師の指導に対する不安のいきつくところでもある。

そこで本研究では、中学校体育における武道領域の一教材である「柔道」の授業で求められる教材観を明らかにする。また、柔道授業の指導法については、「安全面」と「伝統や文化」に焦点をあてて考察を行い、武道必修化に伴う柔道指導法のあり方を提示していく第一歩とする。

## II 研究方法

1. 教育基本法の改正と武道の必修化の経緯、体育授業における武道のねらいを文献調査から明らかにする。
2. 新中学校学習指導要領における柔道授業のねらいと柔道の「よさ」について文献調査から明確にする。
3. 中学校体育における柔道の授業の学習内容と投げ技の指導の順序を提示する。
4. 柔道の授業を安全に行うため、文部科学省発行の学習指導要領解説、保健体育編および柔道指導の手引を検証する。
5. 学校体育の柔道の授業において取り扱うべき「伝統的な行動の仕方や考え方」を例示し提案する。

以上の課題を達成するために、本研究では文献を詳読し、検討を行う文献研究を主な方法とする。

### Ⅲ 結果と考察

#### 1. 教育基本法の改正と武道

##### (1) 教育基本法の改正

平成18年12月22日、戦後初めて改正された教育基本法が公布・施行された。そのもとをたどれば、平成12年3月に設置された「教育改革国民会議」である。この会議報告で「教育を変える17の提案」がされ、その中で教育基本法の見直しと教育振興基本計画策定が提言されている。これを受け、文部科学大臣が中央教育審議会に諮問し、審議が始まり、平成15年3月、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申。そして、与党政府での検討の後、国会に提出され、平成18年11月、衆議院本会議で、同12月、参議院本会議で可決・成立した。

改正教育基本法のポイントをまとめると以下のようになる。

第一条で教育の目的として、「人格の完成」、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことがまずもって示されている。

第二条で教育の目標として、「豊かな情操と道徳心」、「自律の精神」、「職業及び生活との関連を重視」、「公共の精神」、「生命を尊び、自然を大切にし」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」ことが強調されている。これらはとりもなおさず教育における現状と課題が反映されたものと考えられる<sup>7)</sup>。

この教育の目的・目標をうけて、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成の実現を目指していくことになる<sup>8)</sup>。

ここで、注目したいのは、「③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の

育成」の実現である。なぜならば、柔道は「武技、武術などから発生した我が国固有の文化」<sup>1)</sup>だからである。よって、以下「伝統と文化」に焦点をあてて考察していくこととする。

改正教育基本法第2条第5号規定に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」<sup>9)</sup>という、伝統や文化に関する具体的な教育目標が定められた。

この目標は、ますますグローバル化する現代社会において、我が国が持続可能な発展を遂げていくためには、国際社会との「共存・共栄」が不可欠であり、また、我が国の伝統や文化を継承・発展させていくことは、異なった伝統や文化に立脚した人々とも「共存・共栄」をはかっていく上で欠かすことのできないものであることから、新たに設けられた教育目標である<sup>9)</sup>。

##### (2) 「伝統や文化」と学校教育

では、この「伝統と文化」を学校教育でどのように育んでいくのか。中央教育審議会答申(平成20年1月)では、「国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要」とし、「伝統や文化について理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる」と述べている。

これをうけて、各教科でどのような内容を指導することになるのか、簡潔に示す。

- 国語科—古典などの暗唱、和歌・物語、俳諧、漢詩・漢文などの古典や物語、詩、伝記、民話など。
- 社会科—小学校では、縄文時代の人々のくらしや、我が国の代表的な文化遺産。中学校では、地理的分野、歴史的分野、公民的分野に応じて、様々な伝統や文化に関する学習。

- 音楽科、図画工作科、美術科、工芸、書道—唱歌や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器、我が国の美術文化など。
- 技術・家庭科—衣食住にわたる伝統的な生活文化。
- 保健体育科—武道の指導。

以上のように学校教育活動全体を通じて伝統や文化を身に付けさせていくことが学習指導要領改訂の一つの特徴である<sup>10)</sup>。学校体育においては、武道で「伝統と文化」を育てていくこととなる。

### (3) 武道の必修化

教育基本法で「伝統と文化」に関する具体的な教育目標が定められたことを受けて、初等中等教育分科会教育課程部会では、各教科の改善の中で、「国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で必要な我が国の伝統、文化を受け止めそれを継承・発展するための教育の充実」を課題に検討を深めてきた。

平成19年11月7日、同部会は「審議のまとめ」を発表し、「中学校における武道必修化」を打ち出した。このねらいについて文部科学省は、「生涯における豊かなスポーツライフを実現する視点から、多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それらをもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにする」、「中学校1年・2年でこれまで選択必修であった武道とダンスを含めて全ての領域を必修とし、3年から領域選択を開始する」と述べている。また、「武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることが出来るようにする」と解説している。

また、「生涯における豊かなスポーツライフを実現する」ことも武道必修化のねらいの一つであるが、このねらいを達成するためには、運動の「よさ」を味わうことができるようにする指導が大切である。それでは、柔道の「よさ」とはなにか。

### (4) スポーツとしての柔道の「よさ」

柔道は、武道領域の1教材として体育の学習

内容に位置付いている。陸上競技や球技と同じように武道はスポーツの中の一つの領域である。これには経緯がある。

戦後、学校における体育の授業のみならず、運動部活動においても、武道は禁止された経緯がある。その後、文部省（現文部科学省）はGHQ総司令部との間で「現在の柔道は、完全に民主的スポーツとしての性格、内容をそなえた」として学校柔道の復活交渉にあたった。その結果、許可が得られ、昭和25（1950）年10月13日付で「学校における柔道の実施について」文部省事務次官名で通知。その中で、「柔道は民主的なスポーツとして新しい内容をそなえてきましたので、中学校以上の学校体育の教材として取り上げ、実施可能な学校においては、これを行ってよい」とした。

スポーツとしての柔道のよさは、とりもなおさず、相手の動きに対応した攻防を展開して勝敗を競い合う楽しさである。また、自己の能力・適性等に応じた技を身に付け、自由練習などで生かすことができる楽しさである。

通常はこれら2つの楽しみ方を味わっているのである。自己の能力等に応じた得意技を身に付けることや、得意技を生かして、自由練習で相手と最善を尽くして攻防を展開したり、試合で勝敗を競い合ったりするところにスポーツとしての柔道の楽しさがある<sup>11)</sup>。

柔道は、「相手を見事に背負い投げで投げたい」「僕は体落として」「私は払い腰で」というように、柔道特有の技で相手の力を巧みに利用して見事に投げて、「一本勝ち」の醍醐味を味わうところに魅力があり、他の種目にはないよさがある。これを「機能的特性」という。

これまでの体育の学習指導においては、どちらかといえば、運動の「効果的特性」に着目した指導に重点があったが、生涯体育・スポーツの観点を重視したことから「構造的特性」に着目した指導に重点が移り、そして今日、その運動固有の楽しさや喜びを味わうための機能的特性に着目した学習指導へと発展してきている。

「効果的特性」とは、柔道を学ぶことによって筋力、持久力、柔軟性などの向上をめざすことであり、いわば柔道を手段として体力の向上を図ることが主眼である。このことを強調した指導となると、教材が体力向上のための手段となり、柔道固有の楽しさや喜びが失われてしまうおそれがある。

「構造的特性」は、技能の構造を明らかにし、技能の系統性を重視することから、指導上、技能の向上にとっては効果的である。しかし、技能の向上が中心的なねらいとなってしまう、すべての生徒に一律に高い技能を求め過ぎたきらいがあった。その結果、技能的に、体力的についていけない生徒も少なくなく、それが運動への関心・意欲の低下にもなった。個に応じた指導の重要性が言われ始めたゆえんである。

したがって、武道、柔道固有の楽しさや喜びを味わうことができるよう、個に応じた得意技を身に付け、自由練習や簡易な試合（試合）を適時・適切に位置付けるなど、単元を通して機能的特性を重視した指導を行うことが大切である。そして、その学習過程で、効果的に技を身に付け、それを得意技にしていくことができるよう、技の系統性（構造的特性）を重視した指導を取り入れ、さらには、得意技を磨くために自己の体格・体力に応じていっそう体力を高めていく（効果的特性）ことができるようにすることが必要である<sup>11)</sup>。

#### （5）武道としての柔道の「よさ」

##### 1）字義としての格技

戦後、武道は禁止された経緯があるが、「柔道は民主的なスポーツとして新しい内容をそなえている」とし、「格技」という名称で復活している。そして、平成元年3月の学習指導要領の改訂において、「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度を育てる」ことを目指し、「格技」から「武道」へ改められたのである。よって、ここでは民主的なスポーツとして復活した「格技」と「武道」を比較することで、スポーツとは異なる「武道としての柔道の

よさ」について考察する。

運動領域名「格技」とは、格闘技（コンバットスポーツ）の略語である。その用語の発生は、第二次世界大戦中の体錬科武道の担った戦時色の濃いイメージを払いのけ、明るいスポーツとして出発しよう、と昭和33年学習指導要領の改訂以来使用されてきたことにある。日本古来の武道に、スポーツの要素を取り入れ、新しい運動領域として発展したものと言えよう。

その字義を追うと、「格」とは手で打ち合って戦うこと、「闘」は二人の人が手に武器を持ち、立ち向かって戦う姿を表す。よって、「格技」とは「二人のものが向かい合い、素手あるいは武器を持って相手と戦い、一定のルールの下に勝敗を決する運動」といえる。つまり、格技とは対人格闘技という技術的観点に着目してつけられた名称であり、そのねらいは、基本動作、对人的技能ができるようになることにある<sup>12)</sup>。

##### 2）字義としての武道

今日、我々が理解する武道という用語は、古くは、武芸、武術等の語が使用されてきた。言い換えれば、武道とは本来、武芸や武術から出発したものといえる。では、武芸や武術とは何なのか。字義から考えると次のようになる。

「武」とは、戈と止の合わせ字である。戈はマサカリ型の武器を表し、止は趾（あし）の原字である。止めるができる前に「武」という字が生まれた。「武」とは長い間、武器を止めると言われてきたが、今日では、武器を持って止（あし）で進むことを表す<sup>13)</sup>。「芸」とは様々な分野の技術の意であり、「術」とは手立て、方法、手段の意である。このことから、「武芸」や「武術」は、「戦いの際に相手を攻撃したり、自らの身を守ったりする技、方法」であると捉えることができる。

一方、「武道」を字義から考えるとどうなるのか。「道」とは、首と辵からなっている。首は頭髮の象形文字で、人間、物事のはじめ、要を意味し、また辵は彳と止からなり、行ったり、

止まったりする意である。したがって道はもともと人々がある地点からある地点まで行く具体的な道の意味があった。今日我々が理解する道の抽象的な語義としては、人の履行すべき理義、宇宙の根源、方法、やり方、学問、技芸、専門領域等があるが、ここでは、人の履行すべき理義、人間の生き方、あり方を求めることと捉える<sup>13)</sup>。よって「武道」の字義は、「攻防の技術を磨くと同時に、心を練り、人間の生き方を、求めること」といえる。

ここまでの一連の考察から、攻防の技術として発生した「武芸」に精神的な要素が加わり、「武道」へと発達したと捉えることができる。

### 3) 武道の史的変遷

発生的には戦場における殺傷を目的とした攻防の技術であった<sup>14)</sup>。人間の生存あるいは身を守る必要から生じた武器とその操法は、やがて武士階級の勃興によって、武士の間に引き継がれ、時には禅と密接な関係を保ちながら発達していった。武士が禅に近づいたのは、死を克服しようと生死超脱の心情を育成するためで、これが「禅剣一如」の武術観を導くことになる。

時が経つにつれ、これらの攻防の技術は、武士の修行の中心となり、武芸、武術として体系づけられ、多くの流派を発達させた。やがて、単なる技から心の修行も含まれるようになり、武道が形成されていく。

鎌倉時代に入ると、武士が実践生活を通して養成した規範的な精神として、「武士道」の中核が出来上がった<sup>14)</sup>。

江戸時代には、武道とは、むしろ武士としての倫理を指し、武士道の意味合いを持つようになる。特に個人的兵法技術のみを指す場合は、武芸、武術等の語を用いた<sup>13)</sup>。

このように歴史の流れの中で武道という概念は変遷してきた。その発生初期段階においては、殺伐闘争の中、むやみに伝授公表してはならない秘法、秘技で、武士階級の特権を維持するためのものであった武道は、時が経つにつれ、武士として身に付けるべき闘争の技術と考えられ

るようになり、鎌倉時代に入ると次第に倫理的な要素が加わっていった。

江戸時代には、武道は武士としての倫理、つまり、武士道を指すようになる。殺傷を目的とした攻防の技術を極めようとする誠実な態度が、その技を使用する実践の場の心の持ち方の探究につながり、さらには日常生活における心身のあり方を模索し、倫理的、宗教的に高められ、「和」のための武道に発展したのである。これにより、技を磨き、練ることは「人間形成の修練道」と考えられた<sup>14)</sup>。武道の捉え方は、歴史とともに変化していることは先にも述べた。近代以降も同様に変化していく。

明治時代、新渡戸稲造の著書に代表されるように (BUSHIDO, The soul of Japan)、武道は武士道精神としてわが国の国民道徳であるとされた。昭和に入り、武士道と武芸の概念を包括した意味合いで定着<sup>13)</sup>した後は、第二次世界大戦後、学校体育における武道教育が大戦中の体錬科武道の担った戦時色の濃いイメージを払いのけ、明るいスポーツとして「格技」として復活したように、スポーツのよさを取り入れ発展してきたとも考えられる。

では、現在はどうか。1987年、日本武道協議会によって制定された「武道憲章」の中で、武道は「日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て、術から道に発展した伝統文化」で「心技一如の教えに則り、礼を収め、技を磨き、身体を鍛え、心胆を練る修行道、鍛錬法」とされている。つまり、現在の「武道」は、戦いの技術である武芸・武術に、精神的な要素が加わって発展した運動文化と言える。ここでは、礼を収めること、技を磨くこと、身体を鍛えること、心胆を練ることは、「心技一如」の考えから全て、人間形成のための手段(修行)となる。この人間形成の結果、「旺盛な活力と清新な気風」<sup>15)</sup>を持つ人格へと成長するのである。

### 4) 武道で行われる人間形成とは

武道としての柔道のよさは「技術の習得過程

を通しての人間形成」であるが、柔道はどのように人間形成に効果があるのであろうか。

教育に「今の世の開明を伝えてますます高等な地位に進ませること」で「一身を独立させ幸福を得させる」ねらいがあるとしたら、そこに知識と心と体育の教育は絶対に不可欠である。しかし、残念なことに、心の教育といった方面は、全く手薄と言わざるをえない<sup>12)</sup>。では、心の教育とはいったい何なのか。ここでは「心」を「知識・感情・意思の総体」とし、それに含まれる多くの要素の中で、武道にあって有効に教育されるであろうものを考えてみる。

情動とは「怒り・恐れ・喜び・悲しみ等のように、比較的急速に引き起こされた一時的で急激な感情の動き」のことである。この情動の教育には、肉体を通して刺激を与えるスポーツ、中でも心身の徹底的な練磨を与える武道こそが、最適だといえる。

この情動以外の「心」の要素として、相手と激しい攻防を尽くし心身の練磨を目指す上で、技を作り出していく創造力、相手に応じて作戦を展開していく決断力・判断力、自分・相手の痛みを知ることによる身体の危険を見極める力、自己をコントロールする力、相手に対する感謝の気持ちといったものを武道は教えてくれる<sup>12)</sup>。

このように、わが国伝統の武道を学習、理解することは、国際的理解を踏まえた教育という立場はもとより、「心の教育」にとっても意義深いものと言える<sup>16)</sup>。

スポーツとしての柔道のよさは、相手の動きに対応した攻防を展開して勝敗を競い合う楽しさである。また、自己の能力・適性等に応じた技を身に付け、自由練習などで生かすことができる楽しさである。武道としての柔道のよさは、「技術の習得過程を通しての人間形成」であり、「心の教育」にとっても意義深いものといえる。

「生涯における豊かなスポーツライフを実現する」ためには、スポーツとしての柔道のよさ、武道としての柔道のよさをそれぞれ味わうことができるようにすることが大切であると考える。

これまでの考察から、改正教育基本法で具体的な教育目標として示された「伝統と文化」は、学校体育では武道が担っており、これからの柔道の授業ではより一層「伝統と文化」に触れることができるような指導が求められている。また、「生涯における豊かなスポーツライフを実現する」という視点から、柔道の「よさ」を味わわせるような指導を行っていかなければならない。

そのような指導を行うことによって、「国際社会を生きる日本人の育成」、「生涯における豊かなスポーツライフの実現」、「人間形成」、また「心の教育」などの教育効果が得られる。

## 2. 柔道の学習内容・指導順序と安全指導

### (1) 柔道の安全指導

中学校体育において、柔道は安全でない種目とは一概に言えない。大嶋の研究によると、「柔道は武道領域の種目別傷害発生率では68%と比較的高い数値を示すものの、教科体育における武道領域の傷害発生率が7.4%（1位、球技、68%）と比較的に少ない<sup>17)</sup>」からである。つまり、柔道は武道領域である「柔道、剣道、相撲」の中での傷害発生率は高いが、体育分野全体でみると、その傷害発生率は比較的低いということである。

しかし、「その障害は単に骨折や捻挫のみならず、頸椎損傷等、時には死に至るほど大きなものが多い<sup>3)</sup>」ことから、柔道に対する中学生の意識は、「心身鍛錬価値効果への価値意識は高いものの、感情的には非好意的、逃避的傾向<sup>18)</sup>」にあり、教師も、指導中の怪我に不安を抱いている<sup>19)</sup>ものと思われる。

中学校学習指導要領解説には「武道」の「内容の取り扱い」について、「安全の確保に十分留意すること」が示されている。また、日本国憲法13条、16条に「子供が安全に教育を受ける権利の保障<sup>17)</sup>」が明示されていることから、事故や傷害を未然に防ぐことが必要である。よって、柔道の授業に際し、安全対策をいかに適

切に行うかが重要である。

## (2) 文部科学省発行の指導資料

この項では安全対策という見地から、「投げ技の学習内容と指導の順序」について考察を加えるが、その理由は以下の通りである。柔道の障害の97%が投げ技を施したときに発生していることから、投げ技、受け身の技能の未熟が、傷害発生の原因の一つと考えられ、その指導方法を見直す必要があること<sup>20)</sup>。教師自身の教材研究不足が、事故・傷害の原因として挙げられる<sup>3)</sup>ことから、技能内容の系統性、順位性を明らかにする必要があることなど。

平成20年9月に発行された「中学校学習指導要領解説」は指導内容の明確化が図られ、投げ技の指導方法についても以前より詳しく示されている。そこで、「中学校学習指導要領解説」に示されている「投げ技の学習内容と指導の順序」についての考え方を明らかにするため、改訂前の「中学校学習指導要領解説」と比較を行った。

また、「柔道指導の手引」も平成19年3月に改訂されている。「柔道指導の手引」は、教科体育における柔道の効果的な指導が行われるように文部科学省が発行したものである。そのため、これを詳しく読み込み、改訂前のものと比較することで、「中学校学習指導要領解説」に示されている「投げ技の学習内容と指導の順序」についての考え方をより明確にできる。「中学校学習指導要領解説」と「柔道指導の手引」の最近の改訂の流れは次のようになっている。

- ①平成5年5月 学校体育実技指導資料  
第2集 柔道指導の手引  
(改訂版)
- ②平成11年9月 中学校学習指導要領解説  
保健体育編
- ③平成19年3月 学校体育実技指導資料  
第2集 柔道指導の手引  
(二訂版)
- ④平成20年9月 中学校学習指導要領解説

今後の柔道の授業は、③と④の新しい「中学校学習指導要領」と「柔道指導の手引」を参考につくられていくことになる。

以下、新しい「中学校学習指導要領解説」と「柔道指導の手引」をそれぞれ「新中学校学習指導要領解説」、「新柔道指導の手引」とし、改訂前のものを「旧中学校学習指導要領解説」、「旧柔道指導の手引」とする。

## (3) 投げ技の学習内容

### 1) 「中学校学習指導要領解説」

「旧中学習指導要領解説」と「新中学校学習指導要領解説」に例示されている投げ技の学習内容は同じで、「体落とし、背負い投げ、大腰、釣り込み腰、払い腰、膝車、支え釣り込み足、大外刈り、大内刈り、小内刈り」である。

「新中学校学習指導要領解説」では投げ技の学習内容を学年別に示したり、投げ技を〈手技〉、〈腰技〉、〈足技〉ではなく、「支え技系」、「刈り技系」、「まわし技系」という3つの系統に分類したりしている点に変更がみられるが、例示されている投げ技に変更はない。

### 2) 「柔道指導の手引」の比較

「柔道指導の手引」を比較すると、参考例として示されている学習内容が多少変更されている。「旧柔道指導の手引」において、中学校では「体落とし、膝車、支え釣り込み足、小内刈り、大内刈り、大外刈り、大腰、釣り込み腰、背負い投げ、出足払い、送り足払い、払い腰、跳ね腰」が示されている。高等学校では、これに加えて「内股、浮き技、巴投げ、浮き腰」が示されている。

一方、「新柔道指導の手引」では、中学校で取り扱う投げ技は「体落とし、膝車、支え釣り込み足、小内刈り、大内刈り、大外刈り、大腰、釣り込み腰、払い腰、背負い投げ」とし、これらに加えて高等学校では「出足払い、送り足払い、内股、跳ね腰、浮き技、巴投げ」を扱うこととしている。

変更されたところは、「新柔道指導の手引」

において「出足払い、送り足払い、跳ね腰」が高等学校で取り扱うこととされ、浮き腰が削除されたことである。長い間、学習指導要領解説と柔道指導の手引で中学校・高等学校の技の例示が異なっていたが、このことにより技の例示が統一されたことになる。

「柔道指導の手引」に示されている学習内容はあくまで参考例であるが、この学習内容の変化は授業づくりに影響を与えていく。大嶋の研究によれば、「中学校1年次で扱われている投げ技は、大腰（100%）、出足払（90%）、支え釣り込み足（83.3%）、膝車（75.0%）、大外刈り（50.0%）の順である」<sup>21)</sup>。大嶋の示したデータは平成5年のものである。そのため、平成19年、20年と「柔道指導の手引」、「中学校学習指導要領解説」がそれぞれ新しくなったことによって、今後の中学校1年次で扱われる投げ技の傾向は変わってくることも考えられる。

### 3) 投げ技の取り扱いに関する考え方

「新柔道指導の手引」には改訂前にはなかった投げ技の「学習内容及びその取り扱いに関する考え方」という節がある。この節では、どのような考え方から投げ技の学習内容を選定したのかが示されている。

以下に「学習内容及びその取り扱いに関する考え方」の全文を示す。

『各学習段階では、どのような技をどのような手順で取り扱っていけばよいか、大きな課題である。投げ技の指導の手順については、技のかけ易さや受け身のとり易さなどを考慮しながら、易→難、弱→強、低→高などと順次その難易度等を高めていくことが必要である。しかし、何をもって投げ技の難易度とするかについては難しいと言わざるを得ない。また、個々の技の難易度のみならず、その指導の手順についても、一人一人の指導者や生徒の特性等から一概に言えないのも事実である。ここでは、各学習段階における投げ技の取り扱いについては、投げ技の難易度というよりも、技の系統性を考慮しながら、取と受の相対関係に着目した二次元のマ

トリックスで整理を試みている。取の立場からすると、両足で立った状態で技を施すのが、最も安定している。軸足一本で立っている状態で技を施したり、捨て身で技をかけたりの場合はどうしても安定性を欠く。心理的にも不安を抱えた状態で技を施すことにもなる。他方、受の立場からすると、一方の足が畳についている状態で投げられれば安心して受け身をとることができる。宙に舞った状態で投げられると、受は、瞬間的に怖いと思ったり、心理的にも不安を抱えたりした状態で受け身をとることになる。このように考えると、投げ技の取り扱いにあたっては、取と受の双方が「安定」していることが基本的に重要であると言える。したがって、この安定した状態で投げ技の練習を行い、次第に習熟を図りつつ大きな投げ技に挑戦していくようにすることが大切となる。もとより、技能が高度に身に付いたときは、いずれの技も宙に舞って受け身をとることに変わりはない。以下、二次元のマトリックスで具体的に検討すると次のようである。（表1参照）なお、基本動作、特に受け身との関連で投げ技を初歩の段階で取り扱うときは、ここでいう投げ技の取り扱いとは別途考えなければならない。例えば、大腰のように、相手をしっかりと抱えたままそっと下ろすように投げて受け身をとらせるような指導においては、その大腰を投げ技として取り扱ってはいないということになる』<sup>4)</sup>

新柔道指導の手引では上記のように投げ技の取り扱いを、取と受との相対関係によると述べている。

また、「新柔道指導の手引」では、文部科学省は「投げ技の難易度というよりも、技の系統性を考慮し」、「取と受の双方が安定していることが基本的に重要である」という考え方から、中学校で取り扱う技を「体落とし、膝車、支え釣り込み足、小内刈り、大内刈り、大外刈り、大腰、釣り込み腰、払い腰、背負い投げ」としている。

### 4) 投げ技の指導順序の観点

表1 取と受との相対関係による投げ技の取扱い(例)

受	強高	宙に舞う	③背負い投げ 釣り込み腰 大腰	⑤跳ね腰 内股 払い腰	⑥巴投げ
	↑↑↑	↑↑↑		④送り足払い	浮き技
弱低		一方の足は畳	④体落とし	②大外刈り 大内刈り 小内刈り 支え釣り込み足 膝車	
			両足で立っている (安定)	→軸足一本で立っている→ →→ 取	捨て身 (不安定)

以上のことから、本指導計画においては、次のように取り扱うこととする。

中学校 ①②③に示された技 高等学校 ④⑤⑥に示された技

柔道指導の手引(二訂版・2007)より転載

### ①「中学校学習指導要領解説」における投げ技の指導順序

「新中学校学習指導要領解説」では、発達段階に応じた指導を充実させることから、保健体育科の目標を、第1・第2学年と第3学年に分けて示している。このため、各運動領域のねらいと内容も同様に分けて示されている。

これは「旧中学校学習指導要領解説」との大きな違いである。「旧中学校学習指導要領解説」では、対人的技能の投げ技を例示しているだけであったが、「新中学校学習指導要領解説」では、第1・第2学年と第3学年に分けて取り扱う技を示している。

第1・第2学年では、「膝車、支え釣り込み足、大外刈り、小内刈り、体落とし、大腰」を、第3学年では「大内刈り、釣り込み腰、背負い投げ、払い腰」を取り扱うこととしている。

「旧中学校学習指導要領解説」での投げ技の取り扱いに関する記述は、「技を学習するに当

たっては、自己の体力などに応じて身に付けやすい技を選び、その技を中心に約束練習などを行うようにする」<sup>2)</sup>のみであった。

しかし、「新中学校学習指導要領解説」では、投げ技の指導に際して「2人1組の対人で、崩し、体さばき、受け身を用いて、投げ技の基本となる技を扱うようにするとともに、膝車から支え釣り込み足などの支え技系、大外刈りから小内刈り、大内刈りなどの刈り技系、体落としから大腰などのまわし技系など系統別にまとめて扱うようにする」ことが示されており、投げ技の取り扱いに関して、以前より詳しくなった。

今回の学習指導要領改訂において、中学校保健体育科の改善の基本方針に「学習段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る」<sup>1)</sup>とある。

「旧中学校学習指導要領解説」と「新中学校学習指導要領解説」を比べると、「柔道の技能の学習段階の例」において学年別の学習内容を

示したり、投げ技の取り扱い方について「系統別にまとめて扱う」ように示したりしていることから、文部科学省が以前よりも内容を明確に示し、体系化を図ろうとしたことが分かる。

## ②投げ技の指導順序に関する考え方

「新中学校学習指導要領解説」では内容の明確化が図られたが、具体的には理解しづらい部分がある。「系統別にまとめて扱う」とはどのような指導法のことなのか、「新中学校学習指導要領解説」にどの系統の技なのか示されていない投げ技（釣り込み腰、背負い投げ、払い腰等）は「～技系」になるのか、「基本となる技」とは具体的にどの技のことなのか、といった部分がそれである。

よって、ここでは「新中学校学習指導要領解説」と「新柔道指導の手引」を参考に「新中学校学習指導要領解説」における投げ技の指導の順序に関する考え方を明らかにする。

投げ技は、「崩し→体さばき→技の掛け→投げ」の一連の動きによって行われる。技を「系統別にまとめて扱う」とは、崩す方向や体さばきが同じものを同じ系統の技として指導することである。崩しと体さばきについて「柔道指導の手引」から引用して説明すると以下のようになる。

『「崩し」とは、相手を投げようとすれば、まず相手の体勢を不安定にすることが必要である。この不安定な体勢にすることである。相手を崩す場合には、相手の力や動作を利用したり、自分の力を用いたりして身体全体で押ししたり、引いたりして相手の安定を失わせる。相手を崩す方法は、相手を押ししたり、引いたりして崩したり、相手が押しってくるのを利用して引いて崩したり、相手が引くのを利用して押しして崩したり、体さばきを利用して崩したりする方法がある。基本的な崩しには八方向の崩しがある。

「体さばき」とは、相手を不安定な姿勢にするため、自分の身体を前後左右に移動したり、方向を変えて相手を崩し、同時に、相手を投げるのに都合のよい体勢になることを「体さば

き」という。基本的な体さばきには、「前さばき」、「後ろさばき」、「前回りさばき」、「後ろ回りさばき」などがある。』<sup>4)</sup>

以上のように「崩し」と「体さばき」の観点から投げ技の指導順序に関する考え方を著者がまとめたのが、表2である。なお、「新柔道指導の手引」には「～系」と示されているが、「新中学校学習指導要領解説」では「～技系」と示されていることから、「～技系」に統一してまとめた。表2を参考に、6つの系統の技はそれぞれどのような技なのかを説明すると以下のようになった。

「支え技系」：右足前さばきで受を右前すみに崩し、受の右膝（右足首あたり）を左足裏で「支え」、手の力をきかせ、腰のひねりを加えて投げる技。

「刈り技系」：受を後ろに崩し、重心のかかった受の脚を「刈って」投げる技。

「まわし技系」：受を前に崩しながら、右足前回りさばきで体を180°「まわして」投げる技。

「払い技系」：受を移動させ、受の右足に重心が乗ろうとした瞬間に左足で「払って」投げる技。

「跳ね技系」：右足前回りさばきで、受を右前すみに崩し、「跳ね上げて」投げる技。

「捨て身技系」：受を前に崩し、体を「捨て」ながら投げる技。

以上のことから、それぞれの系統の名称は、取の投げる動作の特徴をあらわしているものと考えられる。

さらに、「新中学校学習指導要領解説」には、「投げ技の基本となる技を扱うようにする」とある。基本となる技は、「取（技をかける人）と受（技を受ける人）の双方が比較的安定して投げたり、受け身をとったりすることのできる技のことである」が、具体的にどの技が基本となる技であるかは示されていない。

表2 「崩し」と「体さばき」の観点からの投げ技の指導順序

系統	技	崩し	体さばき
①支え技系	膝車	右前すみ	右足前さばき
	支え釣り込み足	右前すみ	右足前さばき
②刈り技系	大外刈り	右後ろすみ	前さばき
	小内刈り	右後ろすみ	前さばき
	大内刈り	左後ろすみ	前さばき
③まわし技系	体落とし	右前すみ	後ろさばき 右足前回りさばき
	大腰	真ん前	右足前回りさばき
	釣り込み腰	真ん前	右足前回りさばき
	背負い投げ	真ん前	右足前回りさばき
④払い技系	出足払い	右横	前さばき・後さばき
	送り足払い	右横	前さばき
⑤跳ね技系	払い腰	右前すみ	右足前回りさばき
	内股	右前すみ	右足前回りさばき
	跳ね腰	右前すみ	右足前回りさばき
⑥捨て身技系	浮き技	右前すみ	後さばき
	巴投げ	真ん前	前さばき

以上のように投げ技は、①支え技系、②刈り技系、③まわし技系、④払い技系、⑤跳ね技系、⑥捨て身技系の6つの系統に分けることができる。

基本となる技は教師が適切に選定することになるが、「新柔道指導の手引」では参考例として、支え技系、刈り技系、まわし技系からそれぞれ1つずつ技を選び、膝車（支え技系）、大外刈り（刈り技系）、体落とし（まわし技系）を基本となる技としている。

第1学年で基本となる技である、膝車、大外刈り、体落としを教える。そして、第2学年では、それらの技をもとに系統性を利用して、支え釣り込み足、小内刈り、大腰を教える。系統性を利用するとは、崩す方向や体さばきが同じものをまとめて扱うことによって、生徒にとって一つひとつの技の技術構造がより明確になるとともに、比較的容易に技を身に付けることができる。さらには、自己の能力などに応じてその発展的な技に適切に挑戦していくこともできる<sup>11)</sup>。

これまでの考察から、「柔道の技能の学習段階の例」と「新柔道指導の手引」を参考に、技を系統別に示し、学年毎に取り扱う技を示した。1年では、支え技系、刈り技系、まわし技系から1つずつ基本となる技を教える。2年では、基本となる技をもとに系統性を利用して、支え

釣り込み足、小内刈り、大内刈り、大腰を教える。

しかし、ここに一つの矛盾がある。大内刈りは、「新中学校学習指導要領解説」の「第1学年及び第2学年」で、大外刈りや小内刈りとまとめて扱うように示されているにもかかわらず、「柔道の技能の学習段階の例」では3年で扱うようになっている。つまり、大内刈りは「第1学年及び第2学年」と「第3学年」の両方に示されており、どちらで取り扱うのかはっきり示されていないということである。

「柔道の技能の学習段階の例」において3年で示されている技は、大内刈りを除けばすべて受が前回り受け身をとる技である。2年で後ろ受け身を必要とする刈り技系をすべて学習してしまい、3年では前回り受け身を必要とするまわし技系だけを扱った方が効率的であると考えられる。3年での投げ技の指導の順序は、①釣り込み腰→背負い投げ、②釣り込み腰→払い腰である。

上記の矛盾がなくなるよう中学校における投げ技の学習順序のモデルを作成したのが、表3である。

表3 中学校における投げ技の指導順序（例）

学年	系統	1年	2年	3年
投げ技	支え技系	膝車 →	支え釣り込み足	
	刈り技系	大外刈り →	小内刈り→大内刈り	
	まわし技系	体落とし →	大腰 →	釣り込み腰 → 背負い投げ
	跳ね技系			払い腰

5) 投げ技の学習内容と指導順序に関する問題点

①基本となる技と投げ技の指導順序が明確でない

「中学校学習指導要領解説」や「柔道指導の手引」をみて、これらの資料は柔道未経験者の教師には特に分かりづらいものではないか。このことが、教師の不安につながるものと考えられる。例えば、「柔道指導の手引」にある、「投げ技の指導の手順については、技のかけ易さや受け身のとり易さなどを考慮しながら、易→難、弱→強、低→高などと順次その難易度等を高めていくことが必要である。しかし、何をもって投げ技の難易度とするかについては難しいと言わざるを得ない」という記述や「どのような技をどのような手順で取り扱っていけばよいか、一人一人の指導者や生徒の特性等から一概に言えない」という記述である。

しかし、「柔道指導の手引」には、「各学校においては、これを参考にしながら学校や生徒の実態を踏まえて適切な学習内容を選定して学習させることが重要である」ことが示されている。柔道未経験者の指導者が、何を基準に指導をしていけばよいのか、基本となる技は何か・技の指導順序はどのようなものかを明確に示していない。

②基本となる技「大外刈り」の問題

「新中学校学習指導要領解説」には、「柔道の技能内容と学習段階の例」が示されている。そこには、「刈り技系」の最初の技が大外刈りとされている。また、「新柔道指導の手引」でも、大外刈りを「刈り技系」の基本となる技としている。さらに、「新しい柔道の授業づくり」に

おいても大外刈りを「刈り技系」の中軸として位置づけている。

大外刈りは、動作が単純で掛け易く、小中学生でも使用頻度が高く、決まり技としても多いという点において、「刈り技系」で最初に教えることとされているのかもしれない。しかし、その一方で大外刈りは傷害の要因にもなっている。

③安全指導と投げ技の指導順序

柔道の傷害事故の具体例について、I県の中学校、高等学校の柔道の試合、部活動、大会などにおける調査結果（平成10年度日本体育・学校健康センター）からみると、次のようにまとめられる<sup>11)</sup>。傷害事故は年間567件あり、部活動中297件（52.0%）、授業中197件（35.0%）、大会中73件（13%）であった。それぞれの活動中における傷害の発生傾向は、ほぼ同じであった。

技の分類では、投げ技430件（89.2%）、固め技52件（10.8%）であり、投げ技が圧倒的に多い。投げ技では、技をかけられたとき341件（79.3%）、技をかけたとき89件（20.7%）であり、投げられた者のほうが傷害を負うケースが多い。投げ技について、技名が記載されていないもの259件（60.2%）、記載されていたもの171件（39.8%）であった。

技名が特定される傷害では、背負い投げ62件（36.3%）、大外刈り24件（14.0%）、足払い18件（10.4%）などの順となり背負い投げが多い傾向にあった。大外刈りは、背負い投げの次に傷害が多い技であることが分かる。背負い投げや大外刈りで傷害が多い傾向にあるのは、使われる頻度が高いためとも思われる。

大外刈りは、「相対する相手の右側方に左足を踏み出して前進しつつ、相手の上体を引きつけ、右脚で相手の右足を刈り、相手を後方回転させて背中から強く畳に落とす技」<sup>23)</sup>とも言われ、「強い後ろ受け身を必要とする技」<sup>4)</sup>であり、後頭部を強打する可能性がある。後頭部を強打した場合は脳出血や脳挫傷が起こることもあるため、大外刈りは決して安全な技であるとはいえない。

一方、小内刈りと大内刈りは、投げられてすぐに臀部を畳につけられることから、受け身のとり易さだけを考えると、大外刈りより小内刈りと大内刈りの方が初心者に教える技としては適当であるとも考えられる。よって、大外刈りを基本となる技として1年で取り扱う場合は、特に安全に留意して指導を行わなければならない。

### 3. 柔道における「伝統や文化」の指導について

教育基本法と学校教育法の改正で「伝統や文化」に関する具体的な教育目標が定められた。そして、中学校における武道の必修化によって、「武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に一層触れることができるようにする」ことが示された。

しかしながら、柔道における伝統的な考え方や行動の仕方、立ち居振る舞いなどを提示した授業資料は、ほとんど例を見ない<sup>25)</sup>。中学校学習指導要領解説においても、伝統的な行動の仕方については「相手を尊重し合うための独自の作法、所作を守る」<sup>1)</sup>ことが示されているが、具体的に何をどう扱うべきか示されていない。よって、ここでは著者が埼玉大学教育学部で開講する「武道A」で実践している伝統的な行動の仕方の学習内容と指導法を例示する。この指導内容は著書の「柔道学のみかた(2008)」にも、第6章「柔道の礼と心・形」、第7章「日本の伝統を学ぶ柔道の授業」として記載している。

#### (1) 柔道授業における伝統や文化の指導実践例

##### ①道場に関する知識と行動の仕方

道場とは、仏法や武芸を修業する場、修養・訓練を主として団体生活をする所、などの意味を持つ。屋外では北が正面であり、「天子は南面す」といって位の高い人は北を背にして座る、「北上」「南下」などという言葉が残っている、などの伝統的な考え方を知らせる。

武道場は、集団生活の場でもあったことから、出入口や水まわりのある場所は下座となり、一般的に主たる出入口の正面が上座となるなどの「座付」の意味を教える。

##### ②非日常的な行動と有事への備え

道場とは心身の修養の場であるとともに、相手を投げたり、抑えたり、首を絞めるなど非日常的な「有事の備え」の練習をする場なので、玄関では履物を揃え、道場の入り口では礼を行うことを推奨すると、生徒たちはその意味を理解して行動するようになる。

##### ③柔道衣の取り扱い

指導書には、「柔道衣のたたみ方」が図示されることが多いが、柔道衣とはスポーツウエアとは異なり、刀と同じように自己の技術や精神を高めてくれる用具であることを認識させる。用具としての刀、ラケットやバットとの違いを考えてみるのも興味づけにはよい方法である。

##### ④礼法の指導

座礼や立礼の仕方や立ち方、座り方などを形式的に指導しても、生徒には礼の意味や伝統的な行動の仕方の意味は十分には伝わらない。平安時代までは節会相撲や武士の礼法として「蹲踞礼」が主流であったことを伝え、現在でも、相撲や剣道では蹲踞礼が行われていることを紹介する。

時代が新しくなり武士が「板の間」で生活するようになると、現在での安座の形からの「胡座礼」が主流となり、江戸中期にいたって一般家庭にも畳が普及するようになると、現在の「正座礼」が行われるようになったなどの礼法の歴史を簡潔に伝えることも、生徒にとって大

きな興味づけとなる。

#### ⑤座り方、立ち方などの立ち居振る舞い

礼法の指導を行うときに「左座右起」「右立左座」などと呼ばれる座り方、立ち方や、立礼からの自然本体への移行などの、立ち居振る舞いの指導をするのが一般的である。

これらは、戦国時代が終わり、江戸時代に至って武士が平服で腰に刀をさして生活するようになったことと、大きな関わりを持つ。一般的に鞘に納めた刀は左手で持つが、その場合、どちらの足から座るのが自然か、相手が突然襲いかかってきた時、どちらの足から立った方が刀を抜きやすいかなどを話し合ってみるとよい。また、刀を腰にさして歩くようになってから刀の鞘同士が当たらないように互いに左側を通るようになったことなどを教えると、伝統的な行動の仕方の理解が早まる。

#### ⑥気、間と型の文化

以上のような礼法や伝統的な行動の仕方を学ぶ時、「互いに気を合わせて行う」「相手の服装の乱れなどに対して気をつかう」「相手との間隔である間合い、突き蹴りを受けない間合いの取り方や間（タイミング）の取り方」も学ぶようにし、それぞれの意味を理解させると正しい礼法ができるようになる。

また、短い時間の測り方として一呼吸、二呼吸という間の取り方があり、審判が反則を与える時の基準となっていたことなどを伝え、さらに理解が深まる。

#### (2) 伝統的な行動の仕方と「形」

日本の伝統的な運動文化は「型の文化」ともいわれるが、武道は芸道ほど「型」にはまったものではないことから、「形」という漢字が使われることなどを知らせる。「型通り」決まった、「型破り」な考え方や、「型崩れ」など、型に関する言葉がたくさん残っていることなども興味づけとなり、武道はスポーツと学び方が異なることも認識させる。

一般に「伝統」とは、人々の生活習慣やものの考え方、行動のしかたなどのことをいい、

「世代から世代へ受け継がれて来たところの型である」といわれている<sup>27)</sup>。

「型」と「形」は同じ字義であり、「形を作り出すものになるもの、伝統、習慣として決まった形式、武道・芸能・スポーツなどで規範となる方式、ものを類に分けた時、それぞれの特徴をよく表した典型」などの意味を持つ。これらのことから、「伝統」と「形」は強く関連していると言えよう。

ここで、「形」について注目してみると、形に含まれる伝統的な行動の仕方としては、下記のようなものがある。

#### ①礼法（座礼・立礼）

「左座右起」：左足から座り、右足から立つ。  
日常生活で不意に襲われたとき、左腰の帯刀を抜きやすいことから発した。

#### ②歩み方

「左進右退」：その起こりは、小笠原流の礼法に基づくこととされ、左腰の帯刀がすぐに抜けないことから、刀を抜かないという精神を表すとされる。

#### ③取と受の位置関係

取が一番初めの技を施したとき、背面を正面に向けない位置を取ることなどが、挙げられる<sup>12)</sup>。

#### ④見取り稽古

上記の形の練習を観察し、指導者の動きや助言を見ることにより、自分もタイミングや呼吸がつかめることを知らせる。

「形」の性格としては次の5つあることを知らせる。

形は基本形態であること（応用豊かな基本）。形は簡約形態であること（目的のために選ばれたエッセンス）。形は美的形態であること（機能性、合理性、自らの美）。形は動きの手順を示したものであること。形は力の配分を示したものであること。

こうした性格を持つ形による技の習熟は、力に頼らず、技の理合い（作り、崩し、掛け）を考えさせながら、個性に応じた得意技を身に付

けるものである。加えて、相手は自分の技能を伸ばしてくれるパートナーとして、相手を尊重する態度を養うことにつながる。

このように、「形」を学ぶことで伝統的な行動の仕方を習得することができることはもちろん、さらには、技の理合や相手を尊重する態度も習得することができる。よって、伝統的な行動の仕方を習得するために、「形」を適切に取り扱うのも良い。

#### IV 結 論

本研究は中学校における武道必修化に伴う柔道指導法のあり方に関する研究である。その第1報として今回の調査では、教育基本法の改正・中学校学習指導要領及び解説保健体育編の改訂を取り上げ、その中で表記される柔道の教材としての特性について考察を行った。

さらに文部科学省発行の柔道指導の手引の改訂版（1993）と二訂版（2007）を比較し、柔道の学習内容・投げ技の指導内容、指導順序と伝統と文化を継承、発展させるための柔道指導法と安全対策について論究を行った。

今回の研究で得られた知見は以下の通りである。

1. 教育基本法、新学習指導要領の教育目標の一つは、我が国が持続可能な発展を遂げていくために、国際社会との共存、共栄を図ることにある。この目標を実現するためには、我が国の伝統と文化を知り、継承・発展するとともに他国の文化を尊重する教育が必要である。

2. 伝統と文化に関する教育は各教科においても行われるが、体育では武道領域が担うことになる。武道の必修化は生涯における豊かなスポーツライフの実現と礼に代表される我が国固有の文化により一層触れることが目的であるが、技術の習得課程を通じての人間形成が重要な課題となる。

3. 生涯スポーツの観点からの柔道の「よさ」とは、機能的特性、効果的特性、構造的特

性があげられるが、今後は武道としての伝統や文化を中心とした構造的特性の解明が必要となる。

4. 武道として柔道を学ぶ中での人間形成とは、相手の痛みを知ることによる身体の危険を見極める力、自己をコントロールする力、相手に対する感謝の心などを通じて培われる。

5. 投げ技の学習内容と指導順序では、取と受の双方が「安定」していることが初期段階では重要である。そして次第に習熟を図りながら宙を舞う大きな技に発展していく。また、支え技系、刈り技系、まわし技系など系統別にまとめて扱うことも大切である。

6. 投げ技の指導順序の課題としては、何をもって難易度とするか、指導者や生徒の特性から一概に言えないのが現状であり、「基本の技」となる大外刈りも指導の難しい技であり、今後のさらなる精査が必要である。

7. 柔道における伝統と文化の指導では、道場の意味と座付・用具としての柔道衣の取扱い・礼法・座り方、立ち方などの立ち居振る舞い・気と間・形の意味や指導、見取り稽古などが挙げられる。

8. 柔道の安全指導では、初期段階の指導で支え技系の技から始めるか、刈り技系から始めるかの課題と受け身との関連性を考慮した指導が課題となる。また、刈り技系では大外刈り、小内刈り、大内刈りの指導順序の見直しが必要である。

#### 引用・参考文献

- 1) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 保健体育編』, 東山書房, 2008
- 2) 鮫島元成「柔道の位置付けとねらい」『武道』3月号, 日本武道館, 2008
- 3) 友添秀則「柔道の指導と安全対策」『体育科教育』第41巻, 大修館書, 1993
- 4) 文部科学省『学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引(二訂版)』, 東山書房, 2007
- 5) 中村民雄「今, なぜ武道か」『武道』5月号,

- 日本武道館，2003
- 6) 渡辺冬花「柔道の指導案」『武道』4月号，日本武道館，2008
- 7) 本村清人「教育改革の方向性と学校武道」『武道』4月号，日本武道館，2007
- 8) 本村清人「伝統や文化は武道でどう受けとめるのか」『体育科教育』5月号，大修館書店，2008
- 9) 市川須美子他編『平成19年版・教育小六法』，学陽書房，2007
- 10) 中村民雄「武道の授業で伝統と文化をどう伝えていくか」『武道』1月号，日本武道館，2008
- 11) 本村清人『最新 体育授業シリーズ 新しい柔道の授業づくり』，大修館書店，2003
- 12) 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹『現代柔道論』大修館書店，1993
- 13) 入江康平「近世武芸と近代武道」『体育科教育』大修館書店，1993
- 14) 桐生良夫「学校武道の教育的考察」『山梨大学研究報告』第20巻，1969
- 15) 日本武道評議会「武道憲章」『武道』第339巻，日本武道館1995
- 16) 杉山重利「新しい教育課程がめざすもの格技から武道へ」『柔道』講道館，1989
- 17) 喜多明人『学校事故と体育・スポーツ』大修館書店，1993
- 18) 高橋進・藤田真郎・貝瀬輝夫・森藤才「柔道に関する中学校の意識構造について」『武道学研究』第20巻第2号，日本武道学会，1987
- 19) 古賀範雄・大滝忠也「中学校教科体育における柔道の実施状況とその問題点に関する一考察」『福岡教育大学紀要』第36巻第5号，1986
- 20) 沢畑好朗・尾形敬史「受け身学習の実態と意識」『柔道』第63巻第9号，1992
- 21) 尾形敬史「投げ技と受身の関係について」『柔道』第67巻第8号，1993
- 22) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 保健体育編』東山書房，1999
- 23) 藪根敏和『柔道投技の骨組み 大外刈り編』不昧堂出版，2005
- 24) 山川岩之助・工藤信雄『柔道指導ハンドブック』大修館書店，1975
- 25) 野瀬清喜『柔道学のみかた』文化工房，2008
- 26) 新渡戸稲造『武士道』三笠書房，1997
- 27) 鶴見和子『鶴見和子曼荼羅Ⅸ・環の巻』藤原書店，1999
- 28) 大嶋窓夏「学校体育における柔道指導の基本動作及び初期段階の指導について」埼玉大学教育学部教員養成課程教科教育コース保健体育専修卒業論文，2007

(2009年3月31日提出)

(2009年4月17日受理)

# Initial Report on the Significance of Teaching Method of Judo

— Associated with Newly Required Subject of Budo at School —

Seiki NOSE, Kazuaki TANAKA, Eigo NOSE

Keywords : school athletic program, Budo, judo, safety measures

This study is designed to verify the teaching method of judo as a compulsory subject at junior high schools in Japan. This is the initial report that shows the characteristics of judo as a teaching material from the point of the revised Fundamental Law of Education and the new education guideline of health and physical education for junior high schools.

Additional study deals not only with learning contents of judo itself and teaching contents of throws, but teaching methods and safety measures in order to preserve and develop our tradition and culture as well as teaching procedure; from the point of the Ministry's revised guidance manuals on judo (1993) and its second revision (2007).

The findings from the study are as follows:

1. One of the main goals of Fundamental Law of Education and New Educational Guidelines is to work with international community for mutual harmony and benefit, which leads to our national prosperity.
2. Education on tradition and culture in Physical Education is assigned in the field of Budo. The main idea is to build the character foundation in the process of acquiring techniques.
3. As a Budo it is necessary to clarify the significance of structural peculiarity of *judo*, which is one of its advantages from the point of lifelong sport.
4. Character foundation is acquired in learning Budo by means of assessing the others' physical danger and feeling their pain, self-controlling, and feeling gratitude to the others.
5. At the early stage in learning throws, it is important for both sides to perform in the "stabilized" position and gradually to learn larger throws.
6. The problem in the procedure of teaching throws is to decide on the criteria of difficulty level.
7. The items of instruction for tradition and culture of judo includes; significance of dojo, the way to take care of judo-gi, behavior, *qi* (life energy), *ma* (life energy) and *kata* (formation).
8. With regard to safety measures, it is necessary at the early stage of learning to take account of the adequacy of either *Sasae-waza* (propping and drawing throws) or *Kari-waza* (reaping throws) for Ukemi.